

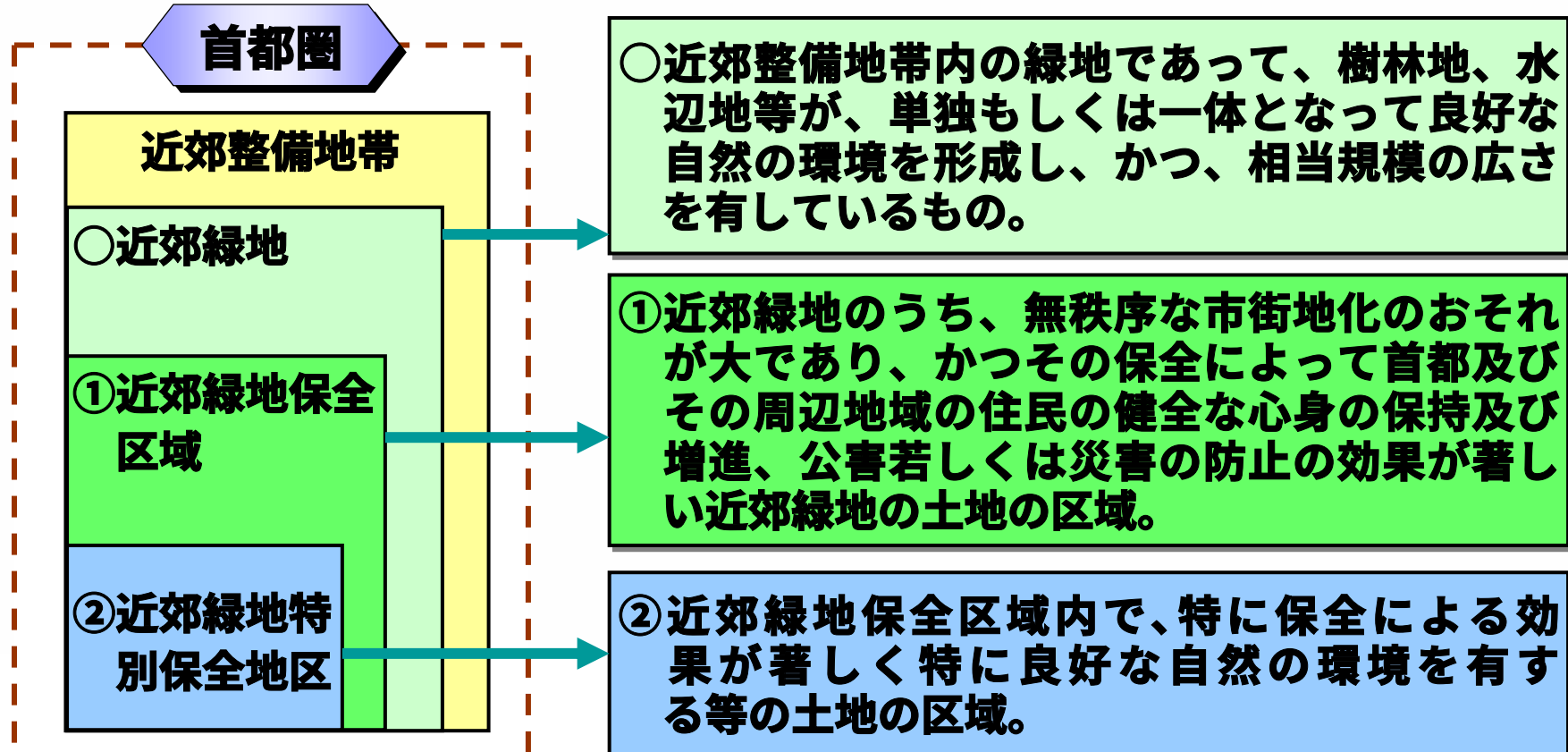


近郊緑地保全制度と 小網代区域の指定について



近郊緑地保全制度の概要

目的	良好な自然環境を有する緑地の保全に関し必要な事項を定めることにより、近郊整備地帯等の無秩序な市街地化を防止し首都圏の秩序ある発展に寄与することを目的とする。
根拠法	首都圏近郊緑地保全法(昭41法101) 都市緑地法(昭48法72)





近郊緑地保全制度の概要

①近郊緑地保全区域

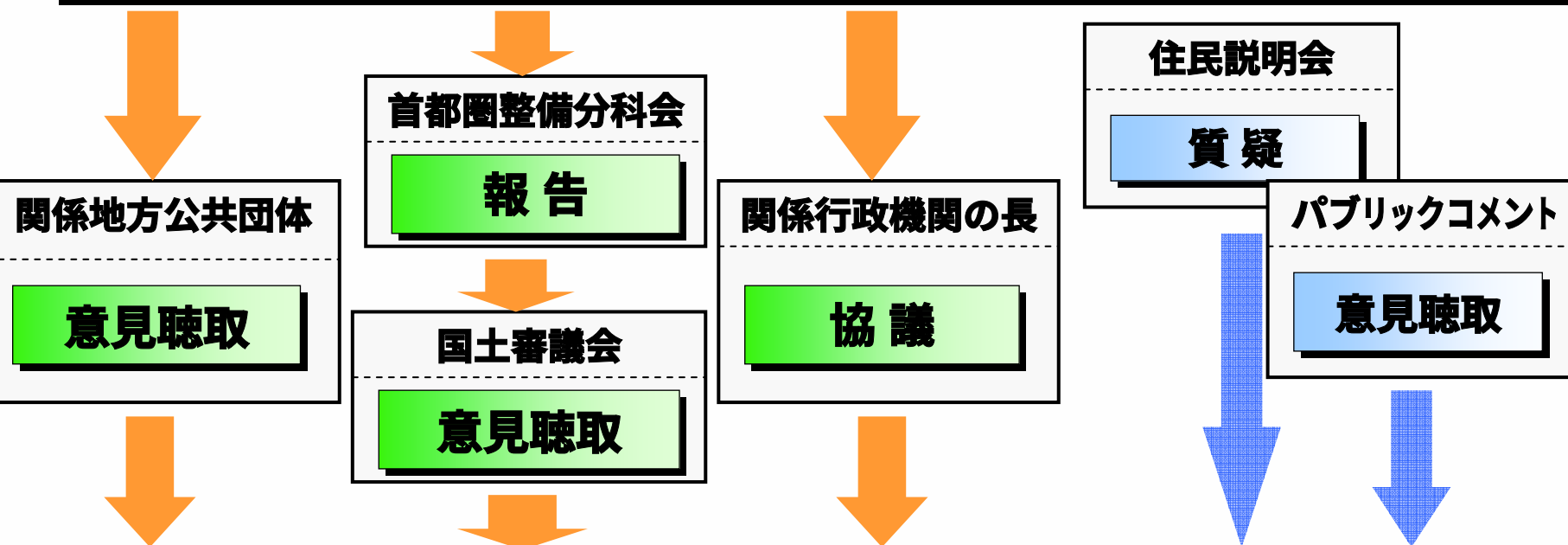
広域的かつ長期的見地から指定

指定主体	国土交通大臣
保全計画	国土交通大臣は、近郊緑地保全区域の指定をしたときは、当該区域について近郊緑地の保全に関する計画（近郊緑地保全計画）を決定。
行為規制	○建築物等の新改増築、土地の形質の変更、木竹の伐採等は、知事等に届出。 ○知事等は緑地保全のため必要と認めるときは、助言又は勧告を行うことができる。
費用負担	○近郊緑地の保全に要する費用は、都県の負担。

近郊緑地保全区域の指定の手続き

保全区域の指定に向けた検討 (検討対象地域の設定)

保全区域の区域設定 (案) 及び保全計画 (案) の作成



保全区域の指定・保全計画の決定

官報告示 (効力発生)



近郊緑地保全区域の指定

- 1 名称
小網代近郊緑地保全区域
- 2 面積
約 7 0 h a

市町名	面積	町字名
三浦市	約 7 0 h a	三崎町小網代、初声町三戸の各一部



西南方向から保全区域全体を眺める（平成17年5月神奈川県撮影）



保全区域

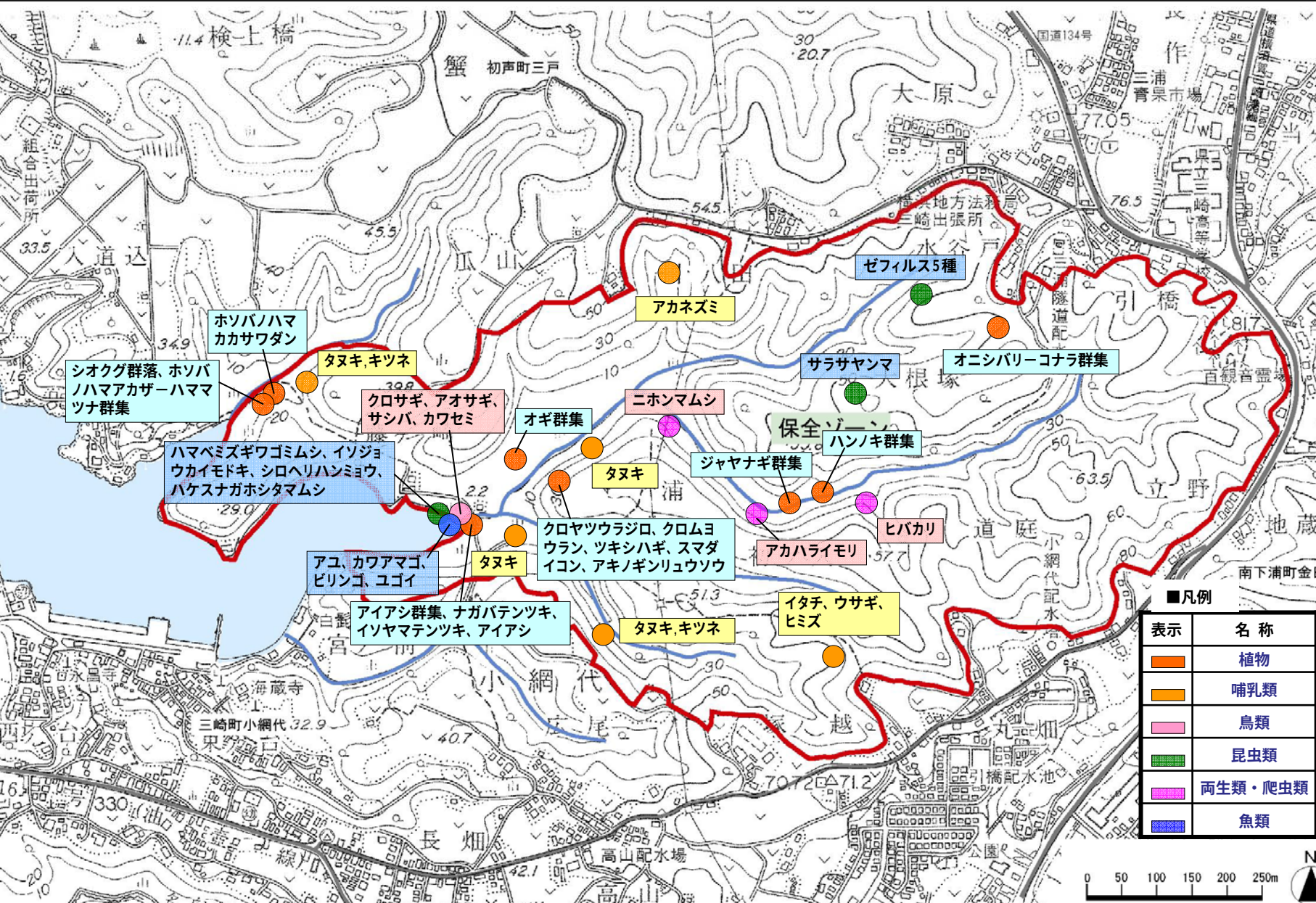
平成15年撮影



良好な自然環境の形成

水系を軸に、森・湿地・干潟・海の自然がつながる集水域の生態系が自然状態のままで維持されている首都圏で唯一の緑地であり、希少種を含む約1,300種の多種多様な動植物種が生息生育する等、良好な自然環境を形成している。

多種多様な動植物



小網代の森に棲む生きもの



アカテガニ（放仔の様子）



オオタカ



小網代近郊緑地保全計画

近郊緑地保全計画（法第4条）について

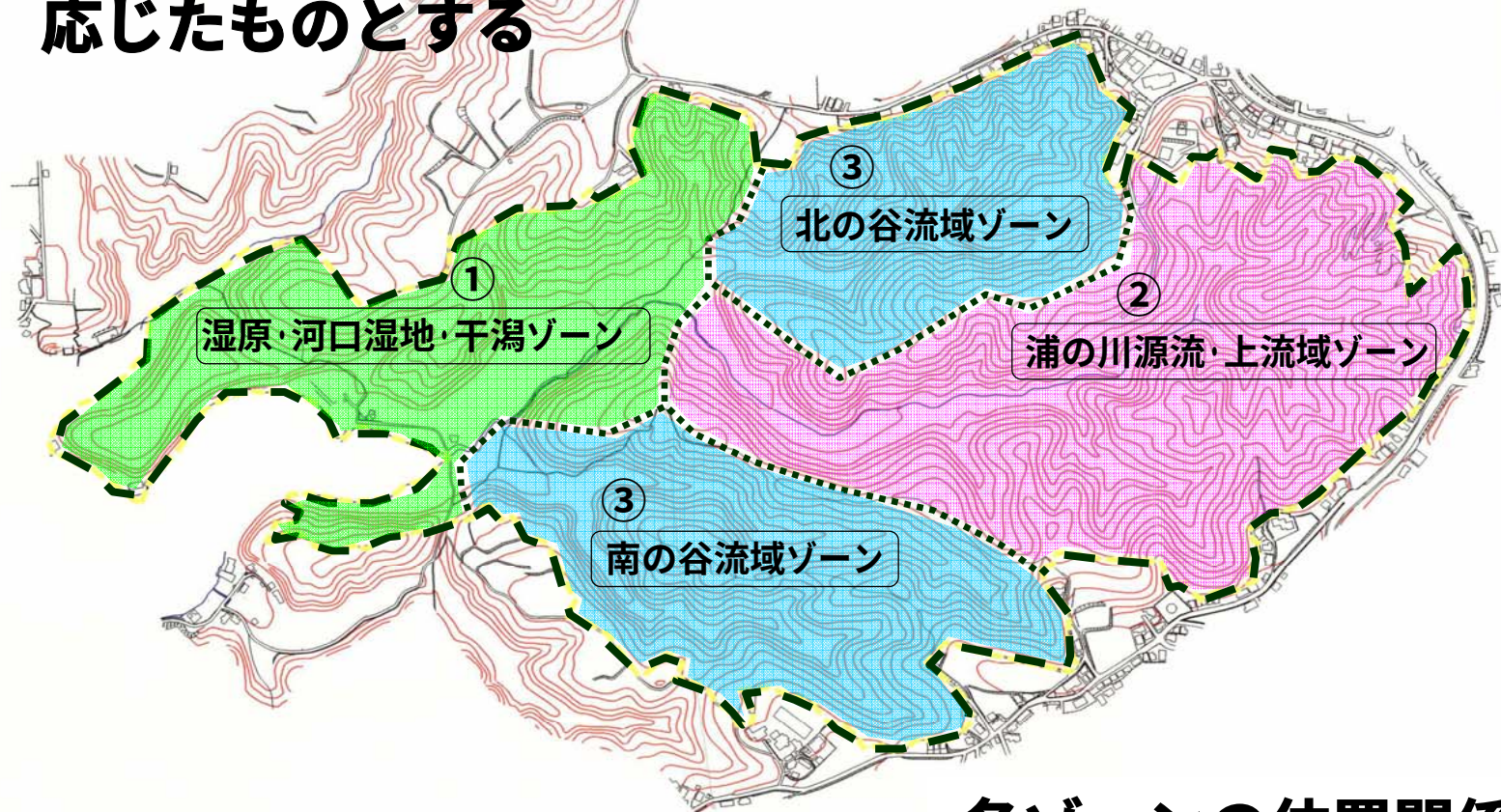
- 区域の指定をしたときは、国土交通大臣が決定しなければならない。

【法により規定する事項】

- 一 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項
- 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項
- 四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

1. 保全の基本方針

⇒ 行為の規制その他保全については、各ゾーンの特性に応じたものとする



各ゾーンの位置関係



① 湿原・河口湿地・干潟ゾーン

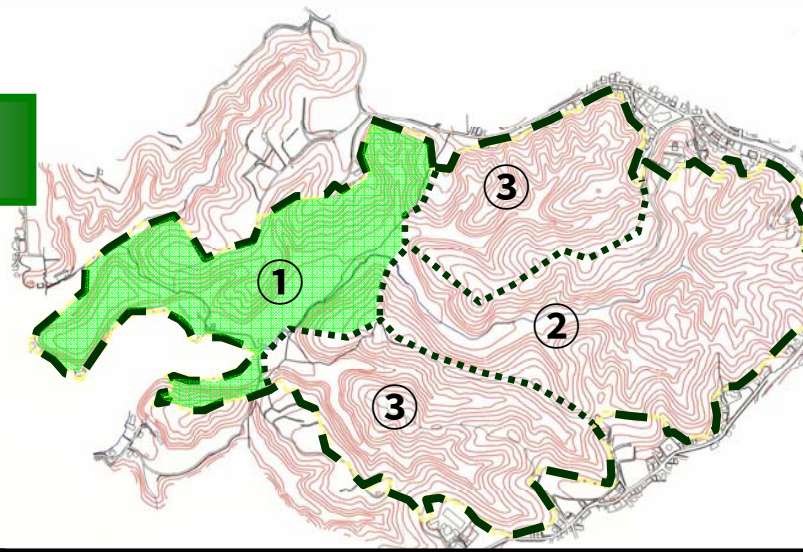
・環境学習等の活動の場



河口と塩水湿地



干潟と小網代湾



規制

水系への影響に配慮

施設

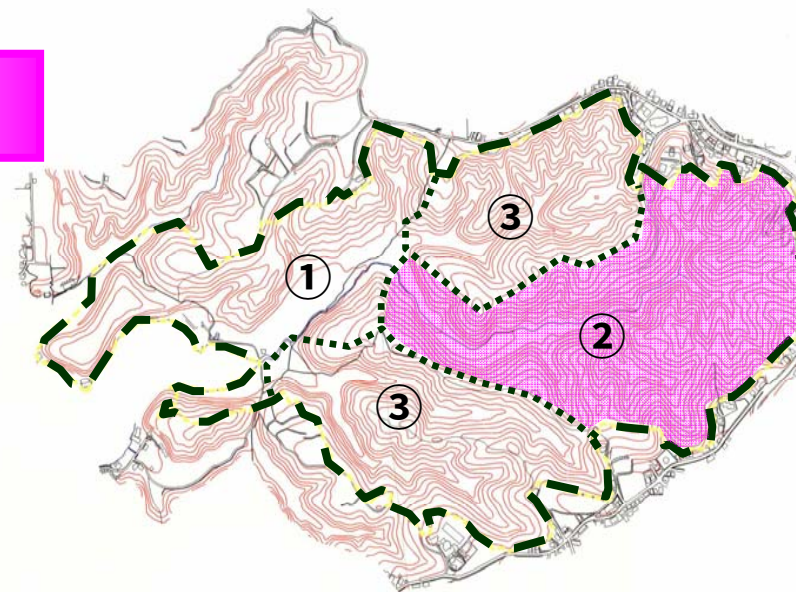
保全活動を支える施設、
ビオトープ等

② 浦の川源流・上流域ゾーン

・ 浦の川に沿った自然観察の場



浦の川源流沿いのシダ群生

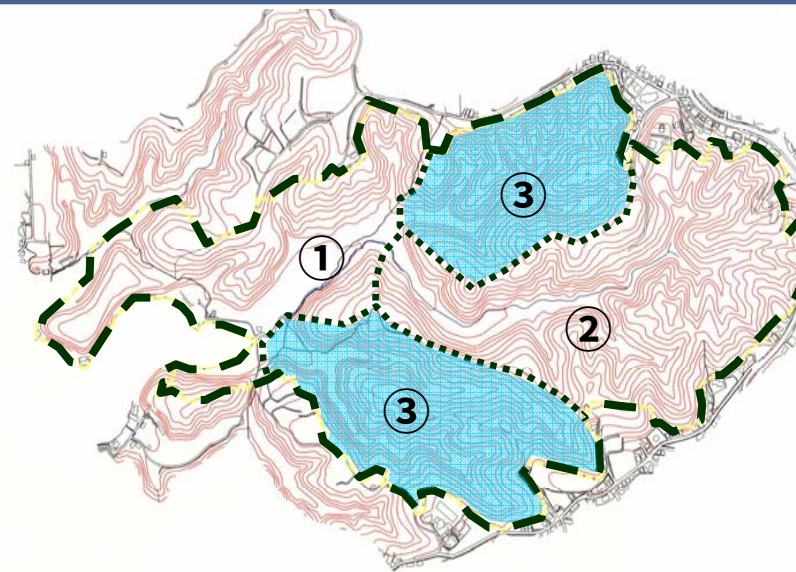


規制	生物多様性の保全に配慮
施設	散策ルート整備



③北の谷流域ゾーン・ 南の谷流域ゾーン

- ・ 樹林地を保全



規制	樹林の劣化防止に配慮
施設	樹林地として十分配慮